

令和2年度「みやざき材の家」県産材消費緊急支援事業 応募要領
《 新築住宅建設支援(柱材プレゼント)部門 》

令和2年 9月 4日

改訂 令和2年10月15日

宮崎県木材協同組合連合会

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症拡大の今後の動きが見えない状況が続く中、一般消費者の消費マインドが低下し、現状のままでは、住宅購入への動きが期待できないことから、県産材を使用した住宅のPRと一般消費者の購買意欲を後押しする木造住宅建設等への支援を実施し、木材需要の回復・拡大と併せて地域経済の復興を図る。

2 用語の定義

本事業において使用する用語を下記の通り定義する。

県産材 ……県内の製材工場で国産材を加工した製材品をいう

合法木材 ……森林関係の法令に基づき合法的に伐採された木材と、その木材から加工した製品をいう

柱材 ……建築物の屋根や床等を支える、鉛直方向に立てて使用する部材をいう

3 事業の内容

3-1 木造住宅を新築する施主様に、県産柱材を1棟分提供する。

(1) 申請および報告者 : 施主様

(2) 柱材の提供対象者の決定方法

予算の範囲内において、申請書の先着順により決定する。

(3) 提供する柱材

個々の申請について必要な規格・数量の柱材を、下記の条件の中で提供する。

(ア) 宮崎県産合法木材の柱材とする。

(イ) 材面の品質は JAS1級相当を標準とする。

(ウ) 断面寸法は4寸(120mm)角以下の管柱、通柱とする。

(エ) 数量は100本を上限とする。

(オ) 柱材の現物のみを提供し、送料とプレカット加工や防腐防蟻処理(薬剤注入等)の加工は対象外とする。

(4) 提供の条件

下記の条件を満たした住宅に柱材を提供します。

(ア) 県内に自らが居住する木造住宅を新築すること。

(イ) 令和2年9月4日以降の日付で、施工業者と木造住宅新築に関する契約を締結済であること。

(ウ) 柱材提供決定後に、提供する柱材を使った工事に着工すること。

(エ) 令和3年3月15日(月)までに柱材の設置を完了し報告すること。

(オ) 新築する住宅の構造材の80%以上が、県産材かつ合法木材であること。

3-2 事業の期間

- (1) 事業の申請受付 令和2年9月4日(金)から
- (2) 事業の報告 令和3年3月15日(月)まで

4 申請・実施・報告の方法

4-1 申請

次に定める書類等を、宮崎県木材協同組合連合会へ郵送または持参すること。

- (1) 様式第1号 申請書
- (2) 様式第2号 対象住宅の詳細に関する証明書
- (3) 契約書の写し(申請者及び施工業者の氏名、住所、工事内訳、対象物件の所在地等の物件を特定でき、契約を締結していることが確認できるページ)
- (4) 図面(住宅の規模・間取り・構造がわかるもの・・・平面図、立面図、延床面積がわかるもの等)

4-2 実施

宮崎県木材協同組合連合会が発行する交付決定通知を受け取った後に、柱材を使った工事に着工し、柱材の設置をおこなう。

柱材の設置状況がわかるよう、定点から施工前・施工後の写真を撮影する。

4-3 報告

柱材の設置が完了した後、2週間以内に、次に定める書類等を宮崎県木材協同組合連合会へ郵送または持参すること。

- (1) 様式第3号 完了届
- (2) 様式第4号 上棟完了証明書
- (3) 様式第5号 県産材等使用証明書(構造材)
- (4) 写真(補助対象住宅の全体及び柱材の設置状況が分かるもの)
- (5) 柱材に係る費用の明細が分かる書類(木材納入業者が発行する請求書等)の写し

5 書類の提出部数

宮崎県木材協同組合連合会に提出する書類の部数は、それぞれ**2部**とする。

6 事業完了後の対応について

6-1 現地の確認

本事業の対象物件は、必要に応じ現地の確認をさせていただくことがあります。

6-2 PR への協力

本事業の対象物件は、木材および木造建築の PR の為、写真をインターネットやパンフレット等で公開させていただくことがあります。(プライバシーには配慮いたします。)

7 問合せ先・応募書類の送付先

本事業に関する問合せ先及び申請書類の送付先は次のとおりです。

〒880-0805 宮崎市橘通東1丁目8番11号TOKIWA25ビル5階B 宮崎県木材協同組合連合会 担当者 佃(つくだ) TEL0985-24-3400FAX0985-27-3590 メール tsukuda@miyazaki-mokuzai.or.jp

※本応募要領の内容等については、予告なく変更する場合があります。ご了承ください。